令和９年度山口市立小・中学校補助教員登録者募集要項

山口市教育委員会事務局学校教育課

山口市教育委員会では、山口市立の小学校、中学校に勤務する補助教員（会計年度任用職員）登録者を募集します。

登録を希望される場合は、募集要項をよくお読みになったうえで、必要書類を市教育委員会事務局学校教育課まで提出してください。

注）本登録は、令和９年度における補助教員の採用候補者として登録いただくものであり、登録されたすべての方が採用されるわけではありません。
　欠員の発生等により採用が必要となった際に、登録者の中から選考を行い、採用します。採用の開始が４月１日とは限りません。

【職務内容】
・通常学級及び特別支援学級の学級担任の補助
・学習指導・生活指導の補助
・特別な配慮を要する児童・生徒への個別指導等
・管理職又は担任や担当の指示する業務（教職員の事務補助含む）等

【任用開始日】
令和９年４月１日～令和１０年３月３１日までの期間内で、必要が生じた場合

【任用期間】
１年以内
※任用期間は、任用の日から令和１０年３月３１日までの範囲内で定めます。
※２年目以降、勤務実績に応じて再度任用される場合があります。（２回まで）

【勤務場所】
山口市立小・中学校

【勤務時間】
１日５時間００分（休憩時間は除く）　週３日
※始業及び終業時間は勤務校によって異なります。
　休憩時間等は勤務校の校長と相談の上決定します。

【報酬】
・時給１，３２０円　※変更となる場合があります。
・通勤費用（距離に応じての支給）
・毎月末締翌月２０日払い（土日祝日の場合は前営業日）

【休日】
土、日曜日及び国民の祝日、所属長が定める日、８月１日～３１日、
１２月２９日～１月３日　※学校行事等により出勤となる場合があります。

【休暇】
任用期間に応じた年次有給休暇
特別休暇（忌引休暇、夏季休暇、子ども看護休暇等　※取得できる要件有）

【社会保険等】
社会保険…無、雇用保険…無

【選考の方法】
書類審査、面接

【募集対象者】
・教員免許保持者または令和９年３月末に取得見込の者
・補助教員配置の趣旨及び職務内容を理解し、積極的に取り組む熱意のある者
・地方公務員法第１６条に規定する欠格条項に該当しない者

【提出書類】
・令和９年度山口市立小・中学校補助教員登録書（表裏印刷をしてください。）
・令和９年度山口市立小・中学校補助教員登録者事前調査票
・教員免許状の写し（Ａ４サイズに統一してください。）
・誓約書（特定性犯罪事実該当者に該当しないことの明示）

【登録期間】
令和８年１２月１日（火）～令和１０年３月３１日（金）

注）ただし、令和９年４月１日から採用する場合の登録期間は、次のとおりとなりますので、御注意ください。
令和８年１２月１日（火）～令和９年１月１５日（金）

※登録は随時受付をしていますので、年度途中で登録を御希望の方は御連絡ください。

【その他】
・令和９年４月１日から採用が必要となる場合は、２月中旬までに登録者の方へ電話連絡させていただき、面接を実施する予定です。面接の際は、「教員免許状の原本」及び「免許更新講習の確認証明書」を御持参いただくことになります。
・給与改定があった際は、遡及適用され年度当初より報酬が増額される場合がございますので、予め御了承ください。

【特記事項】
・本業務へ従事するに当たっては、学校設置者等及び民間教育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」といいます。）に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
・特定性犯罪の前科がある場合（特定性犯罪事実該当者の場合）は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講じる必要があるため、採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。

・このため、採用選考過程において、誓約書等の書面により、特定性犯罪の前科の有無を申告していただきます。また、採用内定以降、市教育委員会において、特定性犯罪の前科を確認するための犯罪事実確認を行います。
・虚偽の申告をした場合、内定の取消事由に該当します。また、採用後に虚偽の申告が判明した場合においても採用を取消します。

【登録申込みと問合せ先】
山口市教育委員会事務局学校教育課
住所：山口市亀山町２番１号　山口市役所２階（２５番窓口）
電話：083-934-2862